

けん引自動車の ETC 無線走行について

けん引自動車(けん引するための構造及び装置を有する自動車(トレーラーヘッド等))は、単体の場合と被けん引自動車(けん引されるための構造及び装置を有する自動車(トレーラー一等))をけん引している場合で車種区分が異なります。ETC 無線走行時には、料金所に設置してあるセンサーによって総軸数を検知し車種区分を判定して通行料金をご請求いたします。

1. 車種区分・通行料金

ETC 車載器の車両情報 + 被けん引車両の軸数をもとに判定します。(一部例外あり)

- ・被けん引車が 1 軸の場合、車種区分が 1 つ上がります。
- ・被けん引車が 2 軸の場合、車種区分が 2 つ上がります。

※ETC 無線通行するためには、ETC 車載器セットアップ時にけん引車両として登録をする必要があります。

※車種区分について、詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

※通行料金については[こちら](#)をご覧ください。

※被けん引車の車軸間距離が 1m 未満である場合は 1 軸として取り扱い、車種区分の判別を行います。ただし、この場合は ETC 無線走行ができません。

詳しくは[こちら](#)「ETC なんでも Q&A (ETC 車でけん引するにはどうすればよいですか。)」をご覧ください。

2. 料金通知・表示

名古屋高速では料金所設備の関係上、実際のけん引状態を反映したうえでの料金案内(車載器への料金通知・ETC カードへの書き込み)を行うことができません。ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、請求時にはけん引状態に応じた車種区分の通行料金をご請求いたします。

① 「ETC 車載器から案内される料金通知・表示」

被けん引自動車の有無にかかわらず、料金通知・表示の案内はされません。

※ ETC 無線通信は行われていますので、ETC カードは入口から出口まで抜かないでください。

② 「ETC 利用履歴発行プリンター」

【車種】

被けん引自動車の有無にかかわらず、けん引自動車単体の車種が表示されます。

【通行料金】

被けん引自動車の有無にかかわらず、けん引自動車単体の料金が表示されます。

③「ETC 利用照会サービス」

けん引状態を反映した車種と通行料金が表示されます。

(走行から概ね 4~5 時間後に表示されます)

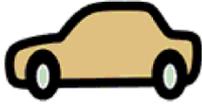
※走行直後にけん引状態を反映した利用証明書が必要な場合

料金所にて【一般】または【ETC/一般】レーンにて一旦停車いただき、係員に ETC カードを手渡してください。けん引状態を反映した利用証明書を発行いたします。

※車載器を搭載している旨のご申告をいただいた場合は、利用証明書への料金表示はありません。出口を ETC 無線通行して頂くことで、正しい車種の料金案内をいたしますので、ETC 利用履歴発行プリンターにて実際のご請求額を印字することが可能です。車載器を搭載している旨のご申告が無い場合は、利用証明書に現金車料金（区間最大料金）にて表示しますが、距離に応じた料金を適用することができません。

【具体例】

・普通車の場合（ETC セットアップ登録 けん引「有」の場合）

 + なし	(車載器) 音声通知 料金表示	-
	ETC利用履歴発行プリンター	普通車
	請求	普通車
 +  1 軸	(車載器) 音声通知 料金表示	-
	ETC利用履歴発行プリンター	普通車 
	請求	中型車 
 +  2 軸	(車載器) 音声通知 料金表示	-
	ETC利用履歴発行プリンター	普通車 
	請求	大型車 

・2軸トレーラーヘッドの場合 (ETCセットアップ登録 けん引「有」の場合)

 + なし	(車載器) 音声通知 料金表示	-
	ETC利用履歴発行プリンター	中型車
	請求	中型車
 +  1軸	(車載器) 音声通知 料金表示	-
	ETC利用履歴発行プリンター	中型車 
	請求	大型車 
 +  2軸	(車載器) 音声通知 料金表示	-
	ETC利用履歴発行プリンター	中型車 
	請求	特大車 

・3軸トレーラーヘッドの場合 (ETCセットアップ登録 けん引「有」の場合)

 + なし	(車載器) 音声通知 料金表示	-
	ETC利用履歴発行プリンター	大型車
	請求	大型車
 +  1軸	(車載器) 音声通知 料金表示	-
	ETC利用履歴発行プリンター	大型車 
	請求	特大車 
 +  2軸	(車載器) 音声通知 料金表示	-
	ETC利用履歴発行プリンター	大型車 
	請求	特大車 